

新型コロナウイルス感染症への対応のため、次年度の遠隔授業の実施についても、引き続き、60単位の上限への算入は不要とする特例措置を講ずることや、面接授業の再開等、本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点についてお知らせします。

事務連絡  
令和2年7月27日

各国公立大学法人担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を  
設立する各地方公共団体担当課

文部科学省高等教育局大学振興課

本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について

新型コロナウイルス感染症は、いまだ不明な点が多い感染症であり、国内外の感染状況を見据えると、社会全体として長期的な対応が必要となることが見込まれます。こうした状況において、感染拡大の防止と学生の学修機会確保を両立するため、各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）が所在する地域の感染状況やその授業の規模等各大学等の実情によって、本年度後期や次年度における授業の実施方法は異なるものになるものと考えられることから、このたび、本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について、下記のとおり考え方をまとめましたのでお知らせします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

なお、以下に示す考え方は、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づき、各都道府県知事による学校施設の使用制限の要請等があった場合か否かにかかわらず、当てはまるものと考えておりますが、当該要請があった場合の具体的な教育活動の方法については、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上、判断するようお願いいたします。

## 記

### 1. 本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法を検討するに当たっての基本的な考え方について

本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法を検討するに当たっては、大学設置基準第25条第1項が、主に教室等において対面で授業を行うことを想定していることに鑑み、地域の感染状況や、教室の規模、受講者数、教育効果等を総合考慮し、今年度の授業の実施状況や学生の状況・希望等も踏まえつつ、感染対策を講じた上で面接授業の実施が適切と判断されるものについては面接授業の実施を検討していただき、授業の全部又は一部について面接授業の実施が困難と判断される際には、「2 遠隔授業等の実施に係る留意点」を踏まえた上で、遠隔授業等（面接授業との併用を含む。）の実施を検討いただくようお願いいたします。

そのうえで、面接授業を行うこととした際には、出席停止とされた学生や、感染経路が分からない地域に住んでおり、通学した場合の感染の可能性が高い状況にある学生に対しては、別途、当該面接授業を、テレビ会議システム等を用いて同時配信することや、録画等により受講できるように必要な配慮を行うようお願いいたします。この場合に実施した遠隔授業は、「2 遠隔授業等の実施に係る留意点」において示す特例措置として扱うことが可能です。

以上を踏まえ、各授業科目の実施方法について御検討いただいた結果、本年度後期や次年度の授業の実施方法としては、面接授業のみ実施、面接授業と遠隔授業の併用実施、遠隔授業のみ実施等多様な授業の実施形態が考えられますが、いずれの場合も、授業計画（シラバス）等に明示し、学生に対して丁寧な説明に努めるとともに、その実施方針等については、受験生の進学先の参考となるよう、できる限り早めにインターネット等により公表していただくようお願いいたします。

ただし、感染の状況は日々刻々と変化しているものであることから、一度実施方針を決定した後においても、地域の感染状況や、学生の希望等も踏まえ、必要に応じてその実施方法の見直しや更なる改善に努めるようお願いいたします。その結果、年度途中においてこれらの授業の実施方法を変更する場合にも学生に対して丁寧な説明に努めるようお願いいたします。

なお、面接授業を実施するに当たっては、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」（令和2年6月5日付け高等教育局長通知の別添）（以下「ガイドライン」という。）の「2 大学等における感染症対策の基本」に留意していただくようお願いいたします。

### 2. 遠隔授業等の実施に係る留意点について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、「1. 本年度後期や次年度における教育課程の編成に当たっての基本的な考え方について」においてお示ししている面接授業の実施や、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施するこ

とが困難な場合において、遠隔授業等を実施する場合には、次に掲げる事項に留意する必要があること。

- ① 大学設置基準第 25 条第 1 項は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定しているが、今回の特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学等が認めるものについては、面接授業に限らず、自宅における遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究等（以下「遠隔授業等」という。）を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められること。この際、以下の事項に留意すること。

- ・授業担当教員の各授業ごとの指導計画（シラバス等）の下に実施されていること
- ・授業担当教員が、オンライン上での出席管理や確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分把握していること
- ・学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること
- ・大学等として、どの授業科目が遠隔授業等で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

- ② 上記特例的な措置として認められる遠隔授業等は、同条第 2 項の規定による遠隔授業ではなく、同令第 32 条第 5 項の規定は適用されないことから、同規定の 60 単位の上限に算入する必要はないこと。

- ③ 上記特例的な措置として認められる遠隔授業等を行う場合にも、大学は当該授業科目を履修した学生に対しては試験の上単位を与えることになるが、その方法は、一斉に実施する定期試験等に限られるものではなく、レポートの活用による学習評価等、到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することができること。その際、課題の提出や定期試験等の代替として行われるレポートの活用による学習評価等の際の不正防止対応方策を講じていること。

- ④ その他の遠隔授業の活用に関しては、ガイドラインの「4 学修機会の確保」の「(2) 遠隔授業等の活用」や、文部科学省からお示ししている「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A」を参照されたいこと。なお、本ガイドラインや Q&A は、今後の状況も鑑み更新の可能性があること。

#### 【参考】

- ・「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A 等の送付について（5月 22 日時点）」（令和 2 年 5 月 22 日付事務連絡）

[https://www.mext.go.jp/content/20200525-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200525-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf)



- ・「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」  
(令和2年6月5日付高等教育局長通知の別添)

[https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt\\_kouhou01-000004520\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf)



<本件連絡先>

文部科学省高等教育局大学振興課

電話：03-6734-3338

メール：daigakuc@mext.go.jp